

神戸市学童保育連絡会会則

1997年6月20日制定

1999年5月16日改訂

2010年5月16日改訂

- 第1条〈名称〉 この会は、神戸市学童保育連絡会といいます。
- 第2条〈目的〉 この会は、学童保育の制度化、学童保育づくりの推進、学童保育施策の充実、学童保育内容の向上を目指し、必要な活動を行います。
- 第3条〈構成員〉 この会は、前項の目的に賛同する学童保育所（クラブ）、児童館学童保育父母会、及び個人で構成します。
- 第4条〈財政〉 この会の経費は、会費、寄付、その他を持ってこれにあてます。
- ◇会費
- ・ 地域学童保育所(クラブ) =(a)+(b)
 - ・ 児童館学童父母の会 =(a)+(b)
※入会児童数で人数を算出する。
 - ・ 個人 = 年額 3,000 円
- | | |
|-------------|---------|
| (a)助成金ランク分 | |
| 30人以上 | 17,000円 |
| 18人以上 | 12,000円 |
| 10人以上 | 8,000円 |
| 9人以下 | 2,000円 |
| (b)入所児童1世帯分 | |
| 年額 | 2,400円 |
- 第5条〈機関〉 この会に、次の機関をおきます。
1. 総会
 2. 代表者会
 3. 役員会
- 第6条〈総会〉 総会は最高の決定機関であり、年1回定期に開催し、下記の事項を審議します。又、会員の要求、役員会が必要と認めた時、開く事が出来ます。
- ①活動について②会計について ③役員を選出について
④会則について⑤その他必要な事項について
- 第7条〈代表者会〉 各単位学童の代表者が参加する代表者会を定期的に関き、総会までの必要な事項を協議します
代表者会は、必要に応じて全体会議またはブロック会議を行います。
- 第8条〈役員会〉 総会および代表者会で選出された役員で構成し、代表者会までの必要事項を協議します。
- 第9条〈役員〉 役員として、会長（1名）副会長（若干名）事務局長（1名）事務局次長（若干名）会計（1名）事務局員（若干名）会計監査（1名）をおきます。顧問をおくことができます。
- 第10条〈指導員会〉 指導員会は、指導員によって構成し、保育内容の向上のために、経験交流、学習に励みます。また父母と協力しながら、学童保育の地位向上のために努力します。